

「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年3月3日～令和3年4月1日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>たかが「植物油の精製工程において不純物除去」のためにわざわざ遺伝子組換え品を使うこと自体が疑問です。</p> <p>しかも、第三者の資料ではなく、申請者の提出した資料に基づいて評価することは客観性を損なうものです。申請者は承認されやすいように資料に手を加えたり、わからないように捏造することも可能です。疑義がある資料はしっかり検証するとは言っても、もともと申請者の資料を基にしている限り限界があります。申請者の資料をもとに評価するのはやめていただきたいと存じます。</p> <p>人工添加物や遺伝子組換え品に頼った食品づくりではなく、素材そのものの味を生かす製法に回帰してほしいものです。</p> <p>いくら、1日当たりの摂取量が僅少とはいえ、わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだ判断できないはずです。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。</p> <p>また、日本で認められている遺伝子組み換え物質の数と諸外国のそれを比較した数字をお示しいただきたいです。日本はダン</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p>

<p>トツで200を優に超えており、2位の米国の倍程度と聞いていますが、実際はどうかのでしょうか？</p>	<p>なお、遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
---	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。